

「持続化給付金」等の申請代行業務について



皆様ご存じの通り新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、事業者や個人の方々に対し様々な金融支援や給付金及び協力金制度が実施されています。

日本行政書士会連合会にも総務省・中小企業庁などから無料相談窓口の設置や申請サポートの依頼があり、愛知会においても既に4月20日付で本会に無料電話相談窓口を開設しているところです。

さて、その中でも事業者の経営は大変苦しくなっています。そのため「持続化給付金」制度が創設され、申請期間も令和3年1月15日までと長期にわたって設定されています。

本制度をはじめとした様々な給付金や協力金の申請手続きは本人による電子申請が原則ですが、持続化給付金の申請においては、経済産業省からも我々行政書士が本人に代わり申請の代行を行うことができる業務として見解を得ております。

但し一方では大変残念ではありますが、申請手続き代行をうたい過大な手数料を求める民間業者の事例や本来受給権のないものが虚偽の申請を行って不正に給付を受けたりしていることは報道の通りです。

困難な生活を強いられている事業者や個人の方々に対し、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする我々行政書士は、ますます身近な街の法律家としてお手伝いさせていただきます。